

新教会法典におけるカトリック教会の自己刷新及び現代世界への適応

枝村 茂

(南山大学)

はじめに

カノン法^[1]の別名で知られる教会法は、二千年のキリスト教会の歴史の流れの中で、ローマ法、ゲルマン法の影響のもとに発展をとげ、現在では世俗の国家法や国際法と並ぶ一大法体系をなし、それを抜きにしては、西洋法制史、法思想史を十全に理解することはできないといわれるほど、きわめて重要な存在となっているのであります。事実、教会法は世界法の一典型ともいわれ、今日、普遍的な教会団体の法として全世界に適用しているのみならず、諸国の国家法や国際法の上にも大きな影響を及ぼしており、西洋の大学では法学の重要な科目として研究され、講義されているのが通例であります。

しかし、「教会法」という語を使用する場合、今日ではそれが多義性の用語になっていることに注意する必要があります。すなわち、一口に教会法といいますが、カトリック教会とプロテスタントの諸教会及び英国国教会は、それぞれ異なる固有な教会法を有しているからであります。さらに又、カトリック教会法といいますが、ラテン典礼にしたがう西方教会（ローマカトリック教会）及び東方の諸典礼にしたがう東方婦一教会は、それぞれ独自の教会法体系を有していたのであります。私が今日ここで皆様にご報告申し上げるのは、正確にいい

ますなら、カトリック教会の中の西方教会すなわちラテン教会の普遍法である『教会法典』³⁾についてであります。

大分前置きが長くなりましたが、以下本題に入り、次のような順序で発表させていただきたいと思えます。

まず、新教会法典の性格を浮彫りにするために、一九一七年公布の旧教会法典の意義、特性及びその史的背景について簡単に説明いたしたいと思えます。次に、新教会法典の意義及び価値を明確にするために、新法典の精神的、教理的基礎となっている第二ヴァティカン公会議の精神及び神学、特にその刷新された教会論、すなわち外に向かつて開かれた交わりとしての教会観について指摘し、それが新法典の中に、どの程度、又どのように法文化されているかを考察してまいりたいと思えます。

一 旧教会法典の史的背景及び意義

一五世紀以降、教会公会議がひんばんに開かれるようになり、キリスト信者の生活と教会の規律に関する法や決定が数多く公布されました。さらにこれらに加えて、教皇及び教皇庁による法令も多くだされました。こうした膨大な、しかもしばしば統一性と整合性を欠く法令が様々の教令集に収められていたので、一般の信徒は勿論多くの聖職者も、教会法上の事柄についてはほとんど無知に近く、かつ無関心であり、したがって又、多くの法令は実際上不使用の状態におかれ、さらに時代の推移とともに時勢に適合しないものとなっておりました。こうした状況の中で包括的な法典(唯一の教会法典)の編纂を求める声が強くなり、第一ヴァティカン公会議の開催時(一八六九年十二月八日)にはその極に達しておりました。こうした時代の要請にこたえ、教皇ピオ九世は、第

一ウァティカン公会議の召集と教会法の抜本的改正を企画し、さらに、次の教皇ピオ十世によって具体的編纂作業が着手され、遂に一九一七年、第一ウァティカン公会議の教会に関する憲章の具体化として、教皇ベネディクトゥス十五世によって画期的な法典が制定・公布されたのであります。この法典は、それまでのいかなる教会法令集とも全く異なる、教会史上最初の、真に一つの抽象的・体系的・普遍的法典でありました。それ以前の教会法は、グラティアヌス法令集、グレゴリウス九世教令集、教会法大全においてみられる如く、個々の事件の判決の集録にすぎませんでした。さらにこの法典の一大特徴は、その排他的性格であります。法典の公布・施行によって、それ以前のすべての法令は、原則として無効化され、廃止されたのであります。こうして一九一七年以前の教会法学者たちが直面してきた重大な困難の一つは解消されたのであります。

しかし、旧教会法典の特性を、今日的視点から把握する上で見逃してはならないことは、当時支配的であったカトリックの教会論神学であります。一九世紀末から二十世紀の初めにかけて、教会を一つの位階的、完全社会と考え、他の世俗国家と全く同様に、法を制定・公布する主権を有する社会と見做す教会論神学が支配的であったのであります。実に、当時、カトリック教会が、普遍的法典の編纂、公布に踏み切った背景には、こうした教会論と教会内の秩序維持という意図があったのであります。とはいえ、こうした教会論が、教会法典の編纂、公布に大きく影響したことは否定できないとしても、当時の立法者が、教会法の最終目的が、ただ単に教会内の外的秩序の維持にあるのではなく、教会の本来の目的すなわち、すべての信者の救いのために、教会を法的に統治することにありということ^④を全く念頭においていなかったと断言することは、言い過ぎでありましよう。

二 新教会法典公布の背景及びその意義

一九五〇年以降、教会を取巻く世界の急激な変化及び神学研究の進展、特に教会の本質についてのいつそうすぐれた理解に伴って、教会の刷新と現代への適応の要請が高まってきました。こうした時のしるしに應えるべく、一九五九年一月二十五日当時の教皇ヨハネ二十三世は、全世界の人々の意表を突いて第二ヴァティカン公会議の開催の意志を表明するとともに、教会法典の全面改訂を宣言したのであります。たしかに教皇の眼には、教会法典の全面改訂は、第二ヴァティカン公会議の主要課題たる「アジヨルナメント」⁵すなわち、「教会の刷新と現代への適応」の遂行とは不可分のことと写ったのでありましょう。事実教会法典の改正にあたって次の基本原則が確認されました。新法典は、①第二ヴァティカン公会議の精神を忠実に反映すること。②第二ヴァティカン公会議の神学、特に教会論に基づくものであること。③教会法の伝統に忠実であること。すなわち、単なる司牧指針にとどまらず、法的拘束を有するものでなければならぬ。④教会司牧の究極的目標、人々の救いを念頭におくこと。⑤エキュメニズムの精神を反映させること。⑥単なる部分修正ではなく、すべての点を抜本的に考え直し、教会を刷新する全面改正であること。

以上のことからわかるように、改正委員会及び専門家顧問たちにとっての課題は、第二ヴァティカン公会議の精神と神学、とくに教会論をいかにして法的形式に成文化するかということでありました。

三 第二ヴァティカン公会議の教会理解における刷新点

第二ヴァティカン公会議は、それ以前に支配的であり、かつ旧教会法典の背後にあつた従来の「完全社会」という閉鎖的、自己完結的な教会観に代つて、現代世界の特性を反映する開かれた「交わり」としての教会論を呈示したのであります。

すなわち、その刷新の要点は、①教会が真理、恵の殿堂であるとする教会の自己主張を改め、キリストこそ教会の真の主であるという強調によつて重心を上へとずらしたこと。②教会の最高權威としての教皇中心主義を司教の団体制指導原理によつて修正したこと。③聖職位階制度が教会と同一視されがちであつた従来の教会論を後退させ、教会とは神の民全体のことであるとし、位階制度はその中で、構造的秩序であるとする見方を打出したこと。④教会即カトリック教会という従来の思考態度を改め、他のキリスト教会及び教団も教會的交わりの中にあるとする見方に修正したこと。⑤教会そのものが自己目的ではなく、世界のために存在しているのだということを宣言したことであります。

四 第二ヴァティカン公会議の教会論の法文化

以下本論に入りまして、第二ヴァティカン公会議によつて打出された教会論の刷新が、新教会法典のうちに、どのように、又どの程度、法文化されているかを考察してまいりたいと思ひますが、時間の制約上、次の二つの

視点を絞って述べさせていただきたいと存じます。

(一) 神の民としての教会論

1 第二ヴァティカン公会議の教説 公会議の第三会期(一九六四年十一月二十一日)に完成した『教会憲章』の第二章は、全教会を神の救いの計画の脈絡の中で、「神の民」として記述し、全人類に開かれた存在として自己確認しております。この神の民の概念は、三つのペルソナにおける交わりである唯一の神の救いの働きによって形成された神と人、人間相互の交わりという観点からとらえられたものであります⁽⁵⁾。このような教会観は、第二ヴァティカン公会議まで支配的であったベラルミーノの制度的教会論や完全社会(Societas perfecta)としての教会観とは根本的に異なるものであります。当然のように、第二ヴァティカン公会議において、法的教会論と交わりの教会論(eclesiology of communion)とが激しく対立したのであります。前者は、教会を市民社会的・政治的理論に由来する概念に基づく教会理解であり、教会が霊的領域において独立の主権を有し、教皇の首位権に根差すモナルキーのラインにそって構築された完全社会と見做すものであります。それに対して後者の教会論は、教会を交わり(koinonia=communio)として把える古代キリスト教的理解に由来する考えであります。そしてこのような教会論の帰結として、独りカトリック信者のみならず、他のキリスト者、さらにすべての善意の人々も神の民に属するという開かれた教会像が、公会議によって提示されたのであります。こうした神の民の教会論は、『教会憲章』においてのみならず、第二ヴァティカン公会議に一貫して流れているものであります⁽⁶⁾。たしかにコンスタンティヌス大帝以来、キリスト教会の範囲は、ヨーロッパ諸民族の広がりとも重なり合い、教会は何等かの形で常に政治的問題と関連して理解されてきたことは否めない事実であります。しかし第二ヴァ

ティカン公会議が、旧約時代以来の聖書の中心テーマである神の民の思想の流れの中で、教会の本質を、キリストにおける新しい神の民としての見直し、教会が自己目的的存在ではなく、世界へと開かれた存在、いわば「人類の救いの秘跡」⁹⁾であるとす新しい教会観を打出したことは、現代の要請に適應しようとするカトリック教会の刷新的姿勢を示すものであります。

2 新教会法典における「神の民」の教会論 さて、第二ヴァティカン公会議において打出された「神の民」の教会論神学が、公会議の延長、完成ともいえる新教会法典において、どのような仕方、またどの程度成文化されているかについて考察してみたいと思います。

新教会法典の中で公会議の教会論が最も反映しているのは、第二集「神の民」¹⁰⁾においてであります。この部分は、旧教会法典の第二巻「人」に相当し、教会の構成員について取扱っているが、内容は著しく異なっており、皆さまのお手許にお配りした資料からおわかりいただけますように、旧法典第二巻は「人」の表題のもとに、政治的組織体としての教会の構成員を三つの身分、すなわち聖職者、修道者、平信者（信徒）に序列化しております。信徒は、教会内の一歩低い身分に位置づけられており、信徒に関する固有の条文は、二四一四の全文の中、ただ一条しかなく、しかもそれは、聖職者から霊的恩恵と救霊の手段を受ける権利についてであり、聖職者中心主義的な条文でありました。それに対して新教会法典第二集は、表題を「神の民」と改め、¹¹⁾教会を救いの共同体としてとらえ、その成員を孤立した個人としてではなく、キリストのからだなる教会共同体に合体されたペルソナとして理解しているのであります。第二巻の「聖職位階構成」に先立って、まず第一巻では、聖職者を含むキリスト信者全体について取扱い、しかもその中で信徒に関する規定を聖職者のそれに先行させているのであります。こうしたことは、聖職者中心主義的構造を有していた旧教会法典とは著しく異なることであり、第

二ヴァティカン公会議の神の民の教会論を反映したものと受けとることができます。さらに個々の条文においても注目すべき刷新がみられます。例えば、第二〇四条は、キリスト信者すべてが神の民としての教会を構成する主体であり、かつ各人各様にキリストの司祭的、預言者的及び王的任務にあずかり、各自固有の立場に依じて教会の神的使命を實踐するよう召されていることを明確にしております。又すべてのキリスト信者は、キリストにおける新生のゆえに、尊厳性においても行為においても真に平等であり、各々固有の立場と任務に依じてキリストのからだの建設、すなわち教会の発展及び聖化の促進に尽力するよう招かれていることを強調しております。

このように、信徒はもはや旧教会法典におけるように、聖職者からのたんなる霊的受益者ではなく、一人一人皆教会全体の責任者であることを明確にし、従来の聖職者優位の教会イメージを是正しております。こうした条文の教説的内容は、第二ヴァティカン公会議の『教会憲章』、『現代世界憲章』及び『信徒使徒職に関する教令』^①等において明示されているものであり、特別目新しいものといえることはできません。しかし公会議の諸文書は全体として、司牧上若しくは教会運営上の指針の域を出るものではありませんが、それが、法典の中に採り入れられ法文化されたことよって、信徒の義務及び権利が法的に確認され、拘束力をもつにいたったことは重要なことといわなければなりません。いずれにしても、第二ヴァティカン公会議の精神を具体化するものとして、新教会法典の中に、信徒使徒職が公式かつ積極的に認められたことは評価しなければなりません。こうしたカトリック教会の刷新の裏には、現代のキリスト教国における世俗化現象、大衆の教会離れ、キリスト教教理の現実遊離といった状況の変化があり、もはや過去のように聖職者中心の教会では、司牧のためにも、宣教のためにも対応しきれなくなつたという事情があつたことは否定できません。ところで、新教会法典は、確かに「神の民」としての「交わり」の教会論を打出しておりますが、しかし他方では、教会をキリストによつて、この地上に創

設された一つの社会とみなし、この民の組織機構面に焦点を合せている条文があることも事実であります。しかしこの二つの側面は、排他的若しくは二者択一的関係にあるものというよりは、相互補完的な関係にあるものとして理解するならば、公会議の刷新の精神を見失うことはないと思うのであります。

(二) 外に向って開かれた教会

1 エキュメニズム⁽¹⁵⁾

(1) 第二ヴァティカン公会議の姿勢

キリスト者とは誰をいうのか、別言すれば、神の民に属するのは一体誰なのか。誰が教会に属しており、その構成員であるのかといった基本的な疑問が、近年、特に一九五〇年頃から神学的論義の対象となり、研究課題となってきました。第二ヴァティカン公会議以前に支配的であった教会論にしたがえば、ある個人若しくはグループが、カトリック信仰の全部若しくはある部分を否定するとき、その人若しくはグループは、もはや唯一、聖、普遍（カトリック）の使徒的教会に属していないものとみなされたのであります。かれらは信仰の一致を害し、それから逸脱した者として真の教会の外にある者にみなされ、異端者として排斥されかつ破門の刑罰を課せられたのであります。しかし第二ヴァティカン公会議（一九六二年十月十一日より一九六五年十二月八日まで）の始まる頃までには、「カトリック教会の可見的交わりの外側には救いはない」という確信はしずかに後退しつつあったのであります。しかし依然として、カトリックと非カトリックのキリスト者との間にも一致が存在することについての言及は皆無に等しい状態でありました。こうした状況の中で、第二ヴァティカン公会議は、開かれた刷新的姿勢を打出し、カトリック教会以外の教会若しくは教団の信者も、何らかの仕方でキリストの教会に属し

ていることを宣言したのであります。⁽¹⁶⁾ すなわち、キリスト教信仰をその十全性において告白しないキリスト者、若しくはペトロの後継者及びローマ・カトリック教会との一致を保持していないキリスト者間においても、その分離にも拘らず、何らかの一致のきずなが存在することを認め、かつこの一致のきずなは、いかなる人間的努力によるものでもなく、神の霊の賜物によるものであることを宣言したのであります。⁽¹⁷⁾ かくして公会議は、キリストの教会即カトリック教会という従来の考えを改め、キリスト教会がカトリック的交わりの限界を越えた外延を有していることを容認したのであります。⁽¹⁸⁾ こうして第二ヴァティカン公会議は、すべてのキリスト者間に存在する基本的な一致を尊重し、キリスト者の分裂の傷跡を修復するための積極的姿勢、すなわちエキュメニズム推進を打出したのであります。こうしたエキュメニカルな配慮から、第二ヴァティカン公会議は、従来非カトリックのキリスト者に対して用いてきた「異端者」、「離教者」といった断罪的表現を廃し、「分かれた兄弟」(fratres seijuncti)⁽¹⁹⁾ という表現に言い改めております。こうして公会議は、キリスト教会の現在の状態におけるパラドックス若しくは悲劇、すなわち一つのからだでありながら引裂かれている痛みを暗示しようとしたのであります。さらに公会議は、「キリストの教会は、カトリック教会に存在している⁽²⁰⁾」という微妙な表現を用いておりますが、これは明らかに、カトリック教会以外の教会若しくは教団も、教会的交わりから排除されていないことを示唆しようとしたエキュメニカルな配慮の表われといえます。⁽²¹⁾ しかしながら他方では、カトリック教会との十全な交わりのためには、洗礼によるきずなを基本的交わりの他に、カトリックの信仰宣言、諸秘跡、カトリック教会の統治及び交わりのきずなが必要であるとしており、以然として、カトリック教会と非カトリック教会との間に一線を画していることには変わりはないのであります。⁽²²⁾

(2) 新教会法典におけるエキュメニズム

次に第二ヴァティカン公会議のうちに見られるこうしたエキュメニズムの精神が、新教会法典の中にどのように反映しているかを見てまいりたいと思います。

新法典第二十四条第二項は『教会憲章』²³を直接引用しながら次のように宣言している。

「この教会は、この世に設立され、かつ秩序ある社会としてペトロの後継者及びそれと交わりのある司教たちによって治められるカトリック教会のなかに存在する」。

これに続く第二〇五条は、十全な教會的交わりについて言及し、

「この世においてカトリック教会との十全な交わりにあるのは、信仰宣言、諸秘跡及び統治の絆によって教會の可見的組織体のなかでキリストと結ばれている受洗者である」と規定している。

これは『教会憲章』第十四条の法文化であることは明らかであります。ここでいわれる「十全な交わり」若しくは「完全な交わり」といった用語法は、他のキリスト者に対するカトリック教會の獨善的、排他的態度を誇示しているというよりは、カトリック教會に未だ属していない他のキリスト者も、たとえ完全でないとしても、何らかの教會的交わりの中にあると考える公会議のエキュメニズムの精神を反映しようとしたものと解すべきであります²⁴。もちろん、公会議及び新教会法典が用いる「交わり」(communio)という言辞は、特殊な専門用語であり、第一義的には、キリストが自己の教會に信託された救いの手段への分与を意味しますが、しかしこの救いの手段は、カトリック教會の中に十全に存在しているが故に、カトリック信者のみが「十全な交わり」を有しており、その意味で他のキリスト者は、カトリック教會との交わりに招かれているという意味をも間接的に示唆していることができます。

さらに、非カトリックのキリスト者を異端者、離教者として断罪・排斥しながら、他方では、彼らを拘束対象

とし、その順守を義務づけてきた旧教会法典²⁵に対して、新法典は、その拘束対象を、現にカトリック教会に属している者のみに限定しております。こうした改正は、非カトリックのキリスト者をキリスト的交わりから排除しようとしたというよりは、むしろ非カトリックのキリスト者及び諸教会の遺産を尊重しようとするエキュメニカルな配慮を明文化したものであります。

さらに、新教会法典において、破門 (excommunicatio) 及び交わり (communio) の概念に関して注目すべき変化がみられます。旧教会法典においては、破門とは、一律に、教会的交わりからのキリスト者の放逐・制裁を意味いたしました。しかし新教会法典では、十全な教会的交わりの中になくキリスト者は、もはやそのこと自体によって直ちに被破門者ではありません。事実、新教会法典においては、教会権力の直接介入による、異端者及び離教者に対する破門刑罰の規定はもはや見当らないのであります。²⁶ただ、あるキリスト者が自由意思によって、カトリック教会との十全な交わりを断つことによって自らを破門者とするのだとして、「伴事的破門」(excommunicatio latae sententiae) という教会法上の専門用語を用いております。²⁷エキュメニズムに関する明示的かつ積極的条文としては、各司教区における司教の責務並びに全カトリック教会レベルでの使徒座と全司教団の責務を規定した第三〇三条第三項及び第七五五条第一項第二項をあげることができます。その他第八二五条第二項は、「カトリック信者は、司教協議会の許可を得たうえで、分たれた兄弟との共同作業をもってでも、適切な解説を付した聖書の翻訳を準備し出版することができる」と規定し、旧教会法典では考えられなかった開かれた姿勢を示しております。

礼拝・典礼面でのエキュメニカルな条文として、第八四四条は、秘跡の有効かつ適法な授受に関して、カトリックの役務者はカトリック信者に対してのみ、カトリック信者は、カトリックの役務者のみからということを原

則としながらも、特別な場合に、回心の秘跡（日本ではゆるしの秘跡と翻訳されている）、聖体及び病者の塗油の三つの秘跡について、その例外を認めております。⁽²⁸⁾又、非カトリックのキリスト教会若しくは教団での受洗者が、カトリックに改宗する場合、有効性について重大な疑義のない限り、条件付であつても再び洗礼を授けるべきではないという規定（第八六九条第二項）は、非カトリックのキリスト教会の洗礼の有効性を原則として認め、キリストと教会とにその人を合体させる同一の洗礼として尊重するエキクメニカルな条文規定といふことができるのであります。⁽²⁹⁾

以上、エキクメニカルな積極的条文のみを指摘いたしました。しかし反面、エキクメニカルな観点から、消極的若しくはむしろ後退的と思われる条文も見受けられることも事実であります。例えば、混宗結婚⁽³⁰⁾（カトリック信者と非カトリックのキリスト信者間の婚姻）は、旧教会法典においては禁止障害として規定されておりましたが、新教会法典では、エキクメニカルな配慮からかと思われませんが、混宗婚を禁止障害とする明示的規定はもはやみられないのであります。とは申しますものの、婚姻障害に関する章節とは別の箇所、権限ある権威者の許可なしに混宗結婚を締結してはならないと規定しており、又、許可の条件としてカウティオネス（cautions）といわれる約束も、従来どおり原則的に要求しております。したがって、形式的には混宗婚は禁止障害の枠からはずされたわけですが、しかし実質的には禁止障害であることには変りはなく、エキクメニズムの精神の脈絡において不整合性がみられる点であります。又混宗結婚における子女の教育については、当然エキクメニズムの精神にしたがつて、両方の側から相手の配偶者の良心を尊重すべきであるにも拘らず、第一一二五条は、カトリックの配偶者に対して、可能なかぎり自己の子女をカトリック教会において受洗させ、カトリックの教育を配慮すべき重大な責務を課し、さらに第一三六六条は、「自己の子女に、非カトリックの洗礼又は教育を受けさせる兩

親及び両親の代理人は、懲戒罰又は他の正当な刑罰によって処罰されなければならない」と規定していることは、第二ヴァティカン公会議及びその後の諸教令によって打出されたエキュメニズムの精神に逆行するものといわなければならない。

以上の考察から総合的に結論できることは、新教会法典には、たしかに旧教会法典にはみられなかった、第二ヴァティカン公会議の精神を反映するエキュメニカルな新しい条文もみられるのでありますが、反面、それらの条文は、概して抽象的表現に終わっている場合が多く、エキュメニズムを具体的に推進するための規定がいま一つ乏しいという感じは否めないであります。しかしながら未だ発展途上にあるエキュメニズムの神学と運動との脈絡の中で眺めるとき、全体としては、画期的且つ刷新的なものと評価すべきであり、今後、使徒座、全司教団、各司教協議会の指導のもとに、カトリック信者一人一人による新法典の具体的活用を期待すべきであります。

2 世界に開かれた教会 第二ヴァティカン公会議が、教会を全人類に開かれたものとして呈示したことは、カトリック教会史上画期的な出来事であり、特記すべきことであります。公会議は『現代世界憲章』のなかで、「あらゆる時代とあらゆる地域のすべての民に対して派遣された教会は、いかなる民族又は国家にも、いかなる特定の生活様式(習俗)にも、新旧を問わずいかなる習慣にも、排他的、不解消的に結びつけられていない。固有の伝統を保つと同時に、自己の普遍的使命についての自覚を有する教会は、種々の文化形態と交わることができ、それによって教会自身も種々の文化とともに豊かになるのである」と宣言しております。しかしこのよう宣言を法条文化することは、所詮困難なことといわざるをえません。教会法は本来カトリック信者を対象とする、いわゆる内部規定であって、原則としてカトリック教会外の人を対象とするものではないからであります。

そういった理由で、確かに新法典の中には、この面での積極的規定はほとんどみられません。他方、一般的に従来のカトリック教会の自己主張的、特権的態度を抑制することによって、間接的に他の文化、宗教に対する尊敬を示そうとする姿勢が伺われるのであります。旧教会法典（第一三二条第二項）においては、キリスト教信仰の福音を学び、神の眞の教会（カトリック教会）の成員になるべき、人間の基本的義務が規定されていたのに対して、新法典第七四八条は、このような独善的、かつ自己中心的主張を修正し、「何人も、他者の良心に反して、カトリック信仰を強調することは許されない」と規定し（第一項）、より一般的に、「すべての人は、神およびその教会に関する事柄の眞理を探索する義務を有する。かつ認識した眞理を受け入れ、保持する神法上の義務及び権利を有する」と表現を改めることによって、従来の独善的、自己中心的姿勢を後退させております。しかし、この条文の主旨は、眞理を探索している人々を積極的にカトリック教会に導き入れることに対する疑念というよりは、他の諸宗教の眞理性に対する尊重の精神の明文化といふことができます⁽³²⁾。世界に開かれた教会の積極的姿勢を表わす、わずかな条文として、世俗国家の権威及び国家法に言及し、特に契約上の義務、財産権に関する事柄において、それら世俗の権威、管轄権を認める規定（例えば、第二二条、九八条、二三一条、一二九〇条等）を挙げることができます。また、社会正義を推進すべきキリスト者としての義務を規定している条文も少なからず見受けられます⁽³³⁾。たしかに、こうした条文の中に、現代世界に向かつて眞に開かれた存在とならうとするカトリック教会の姿勢と努力が示されているといえるのであります。他方、教会の権利に固執する条文も依然として見受けられるのであります。例えば、教会の国有財産に対する権利は規定されているが、しかし過度の、不賢明な富蓄積の危険に対処する規定がみられないのは片手落ちの感があります。又、キリストの福音を宣教する教会の権利についての規定はみられるが、福音を特定の国の文化に受肉若しくは土着させる義務についての規

定が全くみられないのは、折角の第二ヴァティカン公会議の精神を十分には反映していないといわなければなりません。いずれにしても、新教会法典におけるこうした実状は、教会と全世界（全人類家族）との交わりを具体的に推進することは、エキクメニズムのそれ以上に困難な問題であることを示唆しているといえましょう。

おわりに

第二ヴァティカン公会議の文書的完結としての新教会法典は、公会議の精神に準拠しながら、他方では教会の法的伝統に忠実にとどまるべくなされた努力の成果といえましょう。したがって、当然のことながら、新教会法典は、基本的には第二ヴァティカン公会議の精神と教説の域を出るものではなく、ただそれを司牧的奉仕のために具体的に活かすために法文化されたものに過ぎません。公会議は全世界的規模のいわば普遍的教会会議であり、かつその成果は、三千人以上の専門家委員等による共同作業であり、そのメッセージは、同時代の人々に対してのみならず、遠く未来の世代に対しても向けられたものであります。それに対して、教会法典改正の作業は、教理上の決定権も、立法・行政上の権限も全く有しない二〇〇人たらずの小規模の委員会によるものであり、それ故に、公会議が呈示した膨大かつ遠大にしてダイナミックな洞察を一冊の法典の中に吸収し、条文化することは決して容易なことではなく、その成果には自ら限界があることは、当然といわなければなりません。新しい制度を確立することは、新しい洞察に到達することよりも、はるかに多くの時間を要することは事実であります。法は本来刷新や改変の動きに対して緩慢であり、既存の体制や伝統の枠にとどまろうといたします。それ故に、新法典の中に、古い法制度の遺物が散見され、整合性を欠く文脈や折衷的条文、さらに、又、消極的沈黙

すなわち法の不在がみられるのは致し方のないことといわざるをえません。いずれにしても、新法典の中にみられるこうした否定的若しくは消極的な面は、教会の一要素である人間性に由来する限界を示すものといえましよう。しかし、このことは決して教会が救いの秘跡であることを否定するものではなく、むしろ教会とは、まさにこうした人間的限界や弱さをおして神の知恵が働く場以外のなものでもないということを示しているというべきであります。たしかに、第二ヴァティカン公会議は、未使用の新しい霊的エネルギーを発見し、開示してくれました。そして同時に公会議は、自らが距離をおいて洞察したところのことが、キリスト教会にとって、いつかその時の到来する時、現実となるように教会法典を改正・補完すべき課題を残したといえるのであります。

注

- (1) カトリック教会法は、元来 *Ius Canonicum* 若しくは *Ius Canonum* (ラ) と称されてきた。カノン (canon) の語源は、ギリシャ語の *Kanon* (物指し、転じて基準、規則の意) であるが、六世紀以降、世俗国家法 (*nomos*) と区別するために用いられるようになり、教会法の法条を意味する。
- (2) ローマとの一致から離れた東方諸教会 (*Eastern schism*) に対して、ローマ・カトリック教会と同じ教理を信奉する東方教会 (*Uniat Churches*) のことで、その典礼はラテン典礼と大きく異なる。
- (3) *Codex Iuris Canonici*。
- (4) ルネ・メッツ、「教会法」(ドンボスコ社一九六二) 久保正幡・桑原武夫共訳、十一頁—三十頁参照。
- (5) *Aggiornamento*。教皇ヨハネ三世がしばしば用いた語で、世界の主要な言語の辞書に載せられるようになったほどであるが、その意味は、教会の現代への適応のための刷新と、いうことである。
- (6) 「教会憲章」一項。
- (7) Roberto Bellarmino (1542-1621)。イタリアの論争の神学者。聖書と教会の伝統に基づいてプロテスタントの見解を論駁した。主著として、『*Disputationes de controversiis christianae fidei*』(「キリスト教信仰をめぐる行われている論争についての考察」)がある。
- (8) 「エキュメニズムに関する教令」、『諸宗教に対する教会の態度についての宣言』、『現代世界憲章』。

- (9) 『教会憲章』一項。
- (10) 第二集 神の民(第二〇四条―第七四六条)
第一巻 キリスト信者
第一部 すべてのキリスト信者の義務及び権利
第二部 信徒の義務及び権利
第三部 聖務者すなわち聖職者
第二巻 教会の位階的構成
第三巻 奉獻生活の会及び使徒的生活の会
- (11) ちなみにドイツの教会法学者 K. Morford は、一九四七年すでに、教会法において教会の客観的描写として、Ecclesia(集会)の他に「神の民」が用いられるべきであると主張している。
- (12) 教会法典第二〇八条、第二一〇条。
- (13) 第二〇八条、第二一〇条、第二二五条―第二二七条、第七五九条。
- (14) 『教会憲章』三十項―三三項、三七項。『現代世界憲章』四三項、四九項、五二項、六一項。『信徒使徒職に関する教令』二項―四項、六項、七項、十一項、二十四項。
- (15) キリスト教一致に向けての現代の運動。「世界教会運動」とも呼ばれている。プロテスタント諸教会におけるこの運動の発端は一九一〇年に開催されたエディンバラ世界宣教会議である。教会一致運動についてカトリックの諸原則は、第二ヴァティカン公会議において一九六四年に明確な形で表わされた。
- (16) 例えば、『教会憲章』は、次のように宣言している。「洗礼を受けてキリスト信者と呼ばれているが信仰全体を認めないか、あるいはベトロの後継者のもとにおける交わりの一致を守らない人々について、教会は自分が多くの理由でかれらと結ばれていることを知っている。(十五項)。
- (17) 「さらに、かれらは聖霊において、われわれと結ばれている。すなわち聖霊は賜物と恩恵とによって、かれらの中においても、その聖化の力をも働いているのである」(『教会憲章』十五項)
- (18) 『エキュメニズムに関する教令』三項。『教会憲章』八項。
- (19) 元来一つであるものが切り離されている痛みを表現しようとしている用語。

- (20) ラテン語の原文は、"Haec Ecclesia... sakasini in Ecclesia catholica" (『教会憲章』八項)。
- (21) 『エキュメニズムに関する教令』三項参照。
- (22) 『教会憲章』十四項参照。
- (23) 『教会憲章』八項。
- (24) Cf. J.H. Introduction to Canons 204-329, in: The Code of Canon Law: A Text and Commentary, ed. J.A. Coriden etc., New York (1985) 119.
- (25) 旧教会法典第二三五七条、第二三二四条第一項等。
- (26) このことは、第二ヴァティカン公会議の精神 (『エキュメニズムに関する教令』三項) を反映している。
- (27) 第二三六四条。
- (28) 「必要のある場合又は真の靈的利益がこれを妥当とする場合……カトリック奉仕者に近づくことが現実には、又は社会通念上不可能であるキリスト信者は、ゆるしの秘跡、聖体の秘跡及び病者の秘跡を有効な秘跡として保持するカトリック以外の教会の奉仕者より受領することが許される」(第八四四条第二項)。
- 「カトリックの奉仕者は、カトリック教会と完全な一致を有していない東方教会の信者が自発的に求め、かつふさわしく準備している場合、ゆるしの秘跡、聖体の秘跡及び病者の塗油の秘跡を適法に授与することができる」(『新教会法典第八四四条第三項』)。
- 「死の危険が迫っている場合、又は……他の重大な必要性のある場合、カトリックの奉仕者は、カトリック教会と完全な一致を有していないキリスト者が自己の所属する教団の奉仕者に近づくことができず、かつ自発的に秘跡を求める場合、その秘跡についてカトリックの信仰を表明し、かつふさわしく準備ができているかぎり、それを適法に授与することができる」(第八四四条第三項)。
- (29) ちなみに、日本のカトリック教会が、現在無条件に有効と認めているのは、東方離教会、日本聖公会及びルーテル教会における洗礼である。
- (30) 一般に混宗結婚 (Matrimonia Mixta) といわれる場合、次の二つの異なる種類の結婚を含む多義的用語として使われていることに注意しなければならない。
- ① 混衆結婚 (狭義) —カトリック信者と非カトリックのキリスト信者との間の結婚。
- ② 異衆結婚 —カトリック信者と非受洗者 (非キリスト者) との間の結婚。教会法上無効障害とされている。
- (31) 『現代世界憲章』五八番。

- (32) 拙論、「新教会法典における自由裁量権」『南山神学』第十一号(昭和六三年)四六―四七頁参照。
- (33) 例えば、第二二二条。